

## 福岡県IoT認定制度実施要綱

### (総則)

第1条 この要綱は、福岡県ロボット・システム産業振興会議（以下「振興会議」という。）が行う福岡県IoT認定制度（以下「本制度」という。）について必要な事項を定める。

### (制度の目的)

第2条 本制度は、県内に事業所等を有する企業（以下「県内企業」という。）が開発した優れたIoT関連製品・サービス（以下「IoT関連製品等」という。）を認定し集中的に支援することにより、県内企業のIoT関連製品等の開発およびビジネス展開を促進することを目的とする。

### (申請資格)

第3条 認定を申請することができる者は、次の各号の条件を満たす単独又は複数の企業等とする。

- (1) 単独の場合、振興会議会員又は福岡県 Ruby・コンテンツビジネス振興会議会員であり、かつ県内に研究、生産・活動拠点を有する企業（法人格を有していること）であること。
- (2) グループの場合、全ての構成員は振興会議会員又は福岡県 Ruby・コンテンツビジネス振興会議会員で構成されたものであり、かつグループのリーダーは県内に研究、生産・活動拠点を有する企業（法人格を有していること）であること。
- (3) 暴力団員、もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### (申請)

第4条 認定を申請する者（以下「申請者」という。）は、別紙様式による認定申請書を振興会議の会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

### (認定基準)

第5条 会長は、前条の規定による認定申請書を受領したときは、次に掲げる基準により認定の適否を審査するものとする。

- (1) 既に企業化されている製品・サービスと比べて優位性、独創性を有するものであること。
- (2) 地域課題の解決に資するものであること。
- (3) ビジネス展開が期待されるものであること。

(選定委員会の設置)

第6条 会長は、第4条の規定により提出された認定申請書の申請内容について、認定基準適否等について意見を聴くため、福岡県 IoT 認定制度選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会の構成、運営等については、別に定める。

(認定の決定)

第7条 会長は、申請者から提出された申請内容が第5条に定める認定基準に適合すると認めるときは、当該 IoT 関連製品等を認定し、当該申請者に通知するとともに、認定証を交付するものとする。

2 会長は、認定しないことを決定したときは、当該申請者に通知するものとする。

(免責事項)

第8条 前条第1項による認定は、認定した IoT 関連製品等（以下「認定製品等」という。）について、その品質を保証するものではない。

2 会長は、認定製品等について、認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）と第三者との間に紛争が生じ又は第三者に損害を与えた場合であっても、その責めを負わないものとする。

(認定の公表等)

第9条 会長は、認定製品等の内容等を公表し、情報発信に努めるものとする。

(認定製品等への支援)

第10条 会長は、認定製品等のビジネス展開を促進するため、認定事業者に対し、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 展示会への出展支援等の販路拡大支援
- (2) 認定ロゴマークの使用権の付与
- (3) ホームページ等を活用したPR
- (4) その他会長が必要であると認める支援

(認定の取消し)

第11条 会長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定を受けていた場合
- (2) 法令違反等不正な行為があったと認められる場合

- (3) 前各号に掲げるもののほか、会長が不相当と認める場合
- 2 会長は、前項の規定により認定の取消しをしたときは、速やかにその旨を当該認定事業者に通ずるものとする。
  - 3 前項の規定により通知を受けた者は、速やかに認定証を会長に返還するものとする。
  - 4 第1項の認定の取消しにより損失が生じた場合には、当該認定事業者がその責めを負うものとする。

(報告及び調査)

第12条 会長は、必要があるときは、認定事業者に対して報告を求め、又は調査をすることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。